

事務連絡
令和8年（2026年）9月8日

各都道府県私立高等学校等主管課長 様

熊本県総務部総務私学局私学振興課長

令和8年熊本地震による被災等に伴う「熊本県奨学のための給付金制度」
申請に係る課税証明書の取得時期について（お知らせ）

日頃から、本県における私学行政の推進につき格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和8年熊本地震により住家が中規模半壊以上の被害を受けられた場合、罹災証明書の取得後、所定の手続きを経ることで市民税・県民税の減額・控除措置を受けることができる場合があります。

税の減免措置が講じられた場合、課税証明書の内容が更新され、減免適用前（当初）の課税金額での証明書が発行できなくなります。

つきましては、貴課所管の高等学校等及び高等学校等専攻科に対し、別添資料を送付していただく等、周知に御協力下さいますようお願い申し上げます。

【お問合せ先】

熊本県総務部総務私学局私学振興課

学運営支援班 担当：村上

TEL：096-333-2064

Mail：murakami-j-dy@pref.kumamoto.lg.jp